

令和4年第1回広川町議会定例会会議録

1. 招集年月日 令和4年3月8日

2. 招集場所 広川町議会議事堂

3. 開 会 令和4年3月14日（午前9時30分）

4. 応招議員

議長	野村泰也	7番	丸山修二
1番	山下茂	8番	光益良洋
2番	丸山幸弘	9番	池尻浩一
3番	竹下英治	10番	原野利男
4番	栗原福裕	11番	梅本哲
5番	江藤美代子	12番	野田成幸
6番	水落龍彦		

5. 不応招議員

なし

6. 出席議員

応招議員に同じ

7. 欠席議員

不応招議員に同じ

8. 地方自治法第121条の規定により説明のために会議に出席した者の氏名

町長	渡邊元喜	住民課長	谷口裕子
副町長	飯田潤一郎	福祉課長	郷田貴啓
教育長	富山拓二郎	建設課長	樋口信吾
政策調整課長	丸山英明	産業振興課長兼 農業委員会事務局長	井上新五
総務課長兼庁舎建設推進室兼 選挙管理委員会書記長	鹿田健	協働推進課長	萩尾勝昭
会計管理者兼 税務課長兼会計室長	前田武博	教育委員会事務局教育次長	中島孝
環境衛生課長	小松朋雄		

9. 本会に職務のために出席した者の氏名

議会事務局長	原野昌文	書記	猪口和博
議会事務局係長	丸山順子		

10. 議事日程

日程第1 議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算について
日程第2 議案第22号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計予算について
日程第3 議案第23号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について
日程第4 議案第24号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計予算について
日程第5 議案第25号 令和4年度広川町水道事業会計予算について
日程第6 議案第26号 令和4年度広川町下水道事業会計予算について

午前9時30分 開議

○議長（野村泰也）

おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから本日の会議を開きます。
本日の日程は、お手元に配付いたしております議事日程第3号のとおりであります。

日程第1～第6 議案第21号～議案第26号

○議長（野村泰也）

お諮りいたします。日程第1. 議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算についてから
日程第6. 議案第26号 令和4年度広川町下水道事業会計予算についてまでを一括議題にし
たいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、日程第1. 議案第21号から日程第6. 議案第26号までを一

括議題といたします。

提案者の提案理由並びに内容説明を求めます。町長。

○町長（渡邊元喜）

皆さんおはようございます。議案第21号 令和4年度広川町一般会計予算について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢が今後の社会経済に与える影響も懸念される場所ですが、広川町の新年度予算につきましては、社会保障費の増や庁舎建設事業等に対応するための予算編成を行っております。

予算書1ページをお願いします。

今年度の一般会計予算については、第1条第1項のとおり、歳入歳出予算総額9,532,403千円で御提案いたします。前年度予算と比較すると、809,894千円、約9.3%の増となっております。

第2条 債務負担行為につきましては、予算書7ページのとおり、庁舎維持管理業務委託料をはじめ、10事項の債務負担行為をお願いするものです。

第3条 地方債につきましては、予算書8ページのとおり、16の起債の目的ごとに限度額、起債の方法、利率、償還の方法を定め、総額1,332,500千円の地方債をお願いするものです。

第4条は歳出予算の流用について定めたものであり、給料、職員手当等及び共済費について、地方自治法第220条第2項ただし書きによる項の経費の流用を定めたものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款. 町税は、前年度より約6.9%、154,351千円の増収を見込み、2,386,195千円を計上しております。

2款. 地方譲与税は76,460千円、3款. 利子割交付金は900千円、4款. 配当割交付金は6,500千円、5款. 株式等譲渡所得割交付金は10,000千円、6款. 法人事業税交付金は40,000千円を計上しております。

7款. 地方消費税交付金は450,000千円、8款. ゴルフ場利用税交付金は5,500千円、9款. 環境性能割交付金は15,000千円、10款. 地方特例交付金は17,000千円を計上しております。

3ページをお願いします。

11款. 地方交付税につきましては、地方財政計画や町税の状況等により前年度より55,000千円増の1,595,000千円を計上しております。

12款. 交通安全対策特別交付金は3,800千円、13款. 分担金及び負担金は45,203千円、14款. 使用料及び手数料は44,970千円を計上しております。

15款. 国庫支出金は1,376,378千円、16款. 県支出金は887,320千円、17款. 財産収入は6,189千円を計上しております。

18款. 寄付金は、ふるさとづくり寄付金などの増加を見込み、19,000千円増の222,000千円、19款. 繰入金は704,544千円を計上しております。

4ページをお願いします。

20款. 繰越金は1億円、21款. 諸収入は206,944千円、22款. 町債は1,332,500千円を計上しております。

続きまして、5ページ、6ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1 款. 議会費は、前年度より約22.6%増の115,726千円を計上しております。

2 款. 総務費は、1 項. 総務管理費における庁舎建設事業の増などにより814,047千円増加し、2,413,364千円を計上しております。

3 款. 民生費は前年度より約0.4%増の3,287,313千円、4 款. 衛生費は752,237千円を計上しております。

5 款. 農林水産業費は前年度より約20.4%増の454,949千円、6 款. 商工費は134,273千円を計上しております。

7 款. 土木費は前年度より約15%減の651,721千円、8 款. 消防費は397,738千円を計上しております。

9 款. 教育費は前年度より約4%減の590,714千円、11 款. 公債費は714,368千円を計上しております。

なお、12 款. 予備費には20,000千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、9 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

また、170 ページ以降には給与費明細書、継続費に関する調書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書をつけております。

例年と同様に予算説明資料を事前に配付しておりますので、併せて御覧いただきますようお願いいたします。

以上で議案第21号の説明を終わらせていただきます。

議案第22号 令和4年度広川町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1 ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、2,630,087千円を計上しております。前年度と比較すると、0.5%の減となっており、主な要因としては、被保険者の減少によるものです。

第2条は歳出予算の流用を定めたものでございます。

それでは、歳入予算の主なものについて御説明いたします。

2 ページをお願いします。

1 款. 国民健康保険税512,317千円、6 款. 県支出金1,936,653千円、10 款. 繰入金176,696千円を計上しております。

続きまして、歳出予算の主なものについて御説明いたします。

3 ページ、4 ページをお願いします。

1 款. 総務費は、職員の人件費や事務的経費に要する予算で、42,021千円を計上しております。

2 款. 保険給付費は、1 項. 療養諸費1,662,408千円をはじめとして1,900,083千円、3 款. 国民健康保険事業費納付金は、1 項. 医療給付費分459,584千円をはじめとして654,150千円、6 款. 保健事業費に29,900千円、7 款. 基金積立金に42千円、9 款. 諸支出金に2,890千円を計上し、10 款. 予備費の1,000千円までの総額2,630,087千円の予算としております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5 ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第22号の説明を終わらせていただきます。

議案第23号 令和4年度広川町後期高齢者医療特別会計予算について御説明申し上げます。
予算書の1ページをお願いします。

今年度の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、305,352千円を計上しております。前年度と比較すると、8,834千円、約3%の増となっております。主な要因といたしましては、被保険者の増加によるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

1款1項. 後期高齢者医療保険料222,070千円、4款1項. 一般会計繰入金79,022千円、5款1項. 繰越金4,000千円が主な歳入となります。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

2款1項. 後期高齢者医療広域連合納付金302,477千円が主な歳出となっております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、4ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第23号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第24号 令和4年度広川防災ダム管理特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

広川防災ダム管理特別会計の歳入歳出予算の総額は、第1条第1項のとおり、31,749千円を計上しております。前年度と比較すると、2,461千円、約8.4%の増となっており、県営で実施しているダム設備長寿命化事業の負担金が主な増加要因となっています。

第2条 地方債につきましては、予算書4ページのとおり、県営防災ダム整備事業負担金を目的として、限度額を17,900千円とし、起債の方法、利率、償還の方法を定めるものです。

2ページをお願いします。

歳入予算について御説明いたします。

2款3項. 県委託金3,370千円、4款1項. 一般会計繰入金10,279千円、5款1項. 繰越金200千円、7款1項. 町債17,900千円を計上しております。

3ページをお願いします。

歳出予算について御説明いたします。

1款1項. 総務管理費31,140千円、2款1項. 公債費409千円、10款1項. 予備費200千円を計上しております。

歳入歳出予算に係る詳細につきましては、5ページ以降の歳入歳出予算事項別明細書に記載しております。

以上で議案第24号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第25号 令和4年度広川町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

水道事業におきましては、1月末現在で5,947戸、1日平均で4,200立方メートルの水を供給しております。一般住宅、共同住宅建設による使用者の増、地下水から上水道への切替え、便所の水洗化等によりまして水量が増加している状況であります。

本年度も水道施設の適切な維持管理、給水サービスに努め、安全で良質な水の安定供給に

努めてまいります。整備面では、水圧不足箇所の配水管ループ化等を実施いたします。

予算書1ページをお願いします。

本年度の予算総額は400,718千円で、前年度に対して41,790千円、率にして9.4%の減額であります。

第2条では、業務の予定量を定めております。給水戸数6,100戸、年間総給水量156万9,500立方メートル、1日平均給水量4,300立方メートルと定めております。

第3条、予算の収益的収支は58,731千円でございます。

第4条、予算の資本的収支では65,614千円の不足分が生じますが、過年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

第5条では、債務負担行為について、下水道事業の予算に合わせるため、令和4年度で終了する水道会計システム賃借料及び水道会計システムアプリケーション保守の契約期間を1年延長する事項を定めております。

第6条では、議会の議決を経なければ流用することができない経費を定めております。

第7条では、一般会計から補助を受ける金額を270千円と定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第25号の説明を終わらせていただきます。

次に、議案第26号 令和4年度広川町下水道事業会計予算について御説明申し上げます。

本町下水道事業につきましては、現在、全体計画の整備面積を550ヘクタールから440.1ヘクタールへ見直しを行っております。整備状況におきましては、令和3年度末で計画しておりました308.6ヘクタール、既存の全体計画のうち、約56%の面整備が完了します。また、利用件数は令和4年1月末現在で約2,374件となっております。令和4年度より5年間で新たな事業認可区域として、北新代、智徳、一條の各区域の一部を整備してまいります。

予算書1ページをお願いします。

本年度の予算総額は635,631千円で、前年度に対して41,487千円、率にして6.1%の減額であります。

業務の予定量は、処理戸数2,420戸、年間有収水量81万8,900立方メートルを予定しております。

主要な建設改良事業は、管路建設費129,000千円、流域下水道建設負担金33,600千円となっております。

第3条、予算の収益的収支は35,219千円でございます。

第4条、予算の資本的収支では109,117千円の不足分が生じますが、当年度分損益勘定留保資金等をもって補填するものでございます。

第5条では、企業債の限度額等を定めております。

第6条では、一時借入金の限度額を3億円と定めております。

第7条では、議会の議決を経なければ流用をすることができない経費を定めております。

第8条では、一般会計から補助を受ける金額を174,989千円と定めております。

収益的収支予算及び資本的収支予算の詳細につきましては、3ページ以降の広川町下水道事業会計予算実施計画に記載しております。

以上で議案第26号の説明を終わらせていただきます。御審議の上、御決定賜りますようよ

ろしくお願いいたします。

○議長（野村泰也）

全会計の予算説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑は各会計別に行います。

まず、広川町一般会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。5番江藤美代子君。

○5番（江藤美代子）

169ページで10款、災害復旧費が廃款となっていますけど、この理由をお尋ねします。

また、災害復旧費が必要となった場合、財源も含めてどのように対応をしていくのか、予算として少額でも頭出しとかするような予算編成は考えられなかったのでしょうか。

あと2点目、184ページ、起債残高が大幅に増加しておりますけど、ここをもう少し御説明いただければと思います。お願いします。

○議長（野村泰也）

総務課長。

○総務課長（鹿田 健）

まず、災害の予算が廃目になっている件についてお答えいたします。

災害復旧事業につきましては、昨年度までは数百万円程度災害復旧費で組んでおりましたけど、厳密に言いますと、そういった部分で支出する、当初の災害が起こって初期に必要な費用は、各道路費とか、農地費とか、そういった部分で組みさせていただいておりますので、予算上、廃目になっておりますけど、対応できる経費はそれぞれの科目のところに組みさせていただいております。

実際に災害が発生したときには、発生した段階で補正予算等によって対応させていただくということで、今年度よりやり方を変えさせていただいております。

それと、起債の増加の件についてです。

町長説明にもありましたとおり、令和4年度が庁舎建設の一番メインの完了の時期になります。その部分の起債がかなり多くなっているのがその原因でございます。

それと併せまして、民生費におきます保育所の補助金等についても、起債等を活用しながらやっていくということで計画しておりますので、その部分で大きく増加しておりますのでございます。

以上です。

○議長（野村泰也）

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町一般会計予算の質疑を終わります。

次に、広川町国民健康保険特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町国民健康保険特別会計予算の質疑を終わります。

次に、広川町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

ます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町後期高齢者医療特別会計予算の質疑を終わります。
次に、広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川防災ダム管理特別会計予算の質疑を終わります。
次に、広川町水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町水道事業会計予算の質疑を終わります。
次に、広川町下水道事業会計予算の質疑を行います。質疑のある方の挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

質疑もないようですので、これで広川町下水道事業会計予算の質疑を終わります。
以上で一般会計、各特別会計、水道事業会計及び下水道事業会計予算の質疑を終結いたします。

お諮りします。議案第21号については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託し審査することにしたいと思いを。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、本案については、全議員で構成する一般会計予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定いたしました。

暫時休憩します。

午前9時55分 休憩

午前9時56分 再開

○議長（野村泰也）

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま設置されました一般会計予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第6条第4項の規定によって、お手元に配付しております名簿のとおり指名したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、一般会計予算審査特別委員会の委員はお手元に配付しております名簿のとおり決定いたしました。

お諮りいたします。議案第24号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第22号、議案第23号の特別会計、議案第25号及び議案第26号の会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することにしたいと思いを。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野村泰也）

異議なしと認めます。よって、議案第24号の特別会計につきましては総務産業常任委員会に、議案第22号、議案第23号の特別会計、議案第25号及び議案第26号の各会計につきましては厚生文教常任委員会に付託することに決定いたしました。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、次回は3月23日9時30分から開議いたします。お疲れさまでした。

午前9時58分 散会